

# 見本〈紙契約の場合〉

収入  
印紙  
●●円

## 産業廃棄物処理処分に関する

## 委 託 契 約 書

\_\_\_\_\_ (以下「甲」という。)と  
公益財団法人 岡山県環境保全事業団 \_\_\_\_\_ (以下「乙」という。)と

は、下記排出事業場に関する産業廃棄物処理処分についての委託契約を締結する。

1. 契約の有効期間は、 年 月 日～ 年 月 日までとする。  
この期間は、契約の条項に定める内容に変更がない場合、更新することができる。この場合、甲は書面による申し出を乙に行い、期間満了までに乙の受入審査に適合し、継続契約について乙の承諾を受けたときに限り、契約期間満了のときから1年間この契約と同一の条件をもって更新するものとし、以降同様とする。
2. 契約の内容は、「契約の条項」のとおりとする。
3. 排出事業場  
名称  
所在地

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙双方記名押印し、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲

乙 岡山市南区内尾665-1  
公益財団法人 岡山県環境保全事業団  
理事長 ●● ●●

## 見本〈電子契約の場合〉

### 産業廃棄物処理処分に関する

### 委 託 契 約 書

\_\_\_\_\_ (以下「甲」という。) と

公益財団法人 岡山県環境保全事業団 \_\_\_\_\_ (以下「乙」という。) と

は、下記排出事業場に関する産業廃棄物処理処分についての委託契約を締結する。

1. 契約の有効期間は、 年 月 日～ 年 月 日までとする。  
この期間は、契約の条項に定める内容に変更がない場合、更新することができる。この場合、甲は書面による申し出を乙に行い、期間満了までに乙の受入審査に適合し、継続契約について乙の承諾を受けたときに限り、契約期間満了のときから1年間この契約と同一の条件をもって更新するものとし、以降同様とする。

2. 契約の内容は、「契約の条項」のとおりとする。

3. 排出事業場

名称

所在地

この契約締結の証として本書の電磁的記録を作成し、甲乙双方の電子署名を施し、各自その電磁的記録を保有する。

年 月 日

## 契約の条項

### (業務の委託)

第1条 甲は、その事業活動に伴って発生する産業廃棄物の処理処分を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- 2 乙は、甲から受託した業務を他人に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

### (事業の範囲、施設の種類及び処理能力等)

第2条 乙の事業の範囲、施設の種類及び処理能力等は、次の表のとおりとする。なお、中間処理施設（第3-(3)-2号及び第(13の2)-K04号）での焼却処理を委託された産業廃棄物の焼却残渣は、原則として同表の中間処理施設（第(13の2)-K10号）で再生するが、当該施設の故障等やむを得ない事由があるときは、同表の最終処分場で埋立処分するものとする。また、中間処理施設（第(13の2)-K10号）での焼却（再生）処理を委託された産業廃棄物は、当該施設（第(13の2)-K10号）での中間処理をもって再生するものとする。

	事業の区分	中間処理（焼却）	中間処理（焼却）	最終処分（埋立）
事業の範囲	産業廃棄物の種類	許可証に記載のとおり	許可証に記載のとおり	許可証に記載のとおり
	特別管理産業廃棄物の種類	—	許可証に記載のとおり	許可証に記載のとおり
施設の種類及び処理能力		許可証に記載のとおり	許可証に記載のとおり	許可証に記載のとおり
施設の所在地		許可証に記載のとおり	許可証に記載のとおり	許可証に記載のとおり
処分の方法		焼却	焼却（再生）	埋立
施設の許可番号		第3-(3)-2号 第(13の2)-K04号	第(13の2)-K10号	第(14のハ)-K01号

上表において、「許可証」とは、乙が受けた「産業廃棄物処分業許可証」をいう。

- 2 乙は、前項の事業の範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出する。なお、許可事項に変更が生じたことにより第2条1項に変更が生じた場合は、変更後の許可証の写しを甲に提出する。

### (信義誠実の原則)

第3条 甲及び乙は、信義に従ってこの契約を履行するものとする。

- 2 甲及び乙は、処理業務の遂行に当たって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。
- 3 甲は、乙の定める産業廃棄物処理処分施設搬入要領（以下「搬入要領」という。）、電子マニフェストシステム利用要領及びJFEスチール株式会社西日本製鉄所（倉敷地区）の定める産業廃棄物搬入者通行要領（以下「通行要領」という。）を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第4条 甲及び乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(産業廃棄物の種類、処理処分量、処理処分単価及び処理処分の方法)

第5条 甲が処理処分を委託する産業廃棄物の種類、処理処分量、処理処分単価及び処理処分の方法（以下「処理区分」という。）は、別表のとおりとする。

(処理処分量の算定)

第6条 甲が乙の処理処分施設に搬入した産業廃棄物の処理処分量は、乙の計量所で搬入時（入）と荷卸し終了後（出）にそれぞれ総重量を計量し、その差により算定する。

2 処理処分料金算定の基礎となる処理処分量は、前項の産業廃棄物の種類毎の処理処分量を月毎に集計したものとす。

(処理処分料金の支払)

第7条 乙は、毎月10日までに前月分の処理処分料金を甲に請求し、甲は、当月末日までに乙の指定する方法により支払わなければならない。

2 乙は、処理処分料金の請求に合わせて次の各号の手数料を甲に請求し、甲は、前項の処理処分料金と合わせて乙に支払わなければならない。

(1) 甲が前月に利用した紙媒体の産業廃棄物管理票に係る手数料（産業廃棄物管理票1件当たり300円）

(2) 甲が紙媒体での発行を要請した請求書に係る手数料（請求書1件当たり200円）

3 乙は、前2項の請求に当たり、それぞれ消費税を加算した額を請求する。また、甲が委託した産業廃棄物の処理の方法が埋立処分の場合は、甲は乙に対して、1t当たり1,000円の地方税（産業廃棄物処理税）を支払うものとし、乙は甲から受領した地方税を岡山県に納付する。

(適正処分)

第8条 甲は、乙の処理処分施設に第5条の別表に記載された産業廃棄物以外のものを搬入してはならない。

2 甲は、乙が適正な処理処分を行うために実施する次に掲げる事項に協力しなければならない。

(1) 産業廃棄物の保管状況等の検査のための事務所等への立入検査

(2) 産業廃棄物の適正な処理処分のために必要な次に示す情報の提供

① 産業廃棄物の発生工程

② 形状、性状（成分、組成、臭気等）及び荷姿

③ 通常の保管状況下での腐敗や揮発等に伴って起こる性状変化の有無

④ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障の有無

- ⑤ 日本産業規格C0950号に規定する含有マーク表示に関する事項
- ⑥ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨
- ⑦ 第一種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合は、当該物質の名称及び量又は割合（甲が第一種指定化学物質取扱事業者である場合に限る。）
- ⑧ その他取り扱う際に注意すべき事項

(3) 搬入された産業廃棄物の抜取検査、展開検査

(委託業務終了報告)

第9条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の処理処分が終了したときは、速やかに処理処分を終了した年月日及びその他の必要事項を記載した産業廃棄物管理票の写しを甲に送付するものとする。(電子マニフェストでは、処分終了報告でこれに代える。)

(運搬)

第10条 甲は、自ら運搬を行う場合、搬入要領及び通行要領に従わなければならない。また、運搬を運搬業者に委託するときは、甲の責任において厳正に監督し、この契約、搬入要領及び通行要領を遵守させなければならない。

(業務関連情報の報告義務)

第11条 甲及び乙は、産業廃棄物の処理処分及びこれに関連する業務について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、その内容を速やかに相手方に報告しなければならない。

(1) 刑事事件に関して家宅捜索を受け、又はその代表者若しくは従業者が逮捕された場合

(2) 行政庁から改善命令その他の不利益処分又は行政罰を受けた場合

(臨機の措置)

第12条 乙は、災害、設備の不具合及びその他の不可抗力の事由のため処理処分業務に支障が生じたときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、乙は、あらかじめ甲に通知するものとする。ただし、緊急その他のやむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第13条 この契約の履行につき、甲又は甲が運搬を委託した運搬業者が、乙又は第三者に与えた損害については、甲は、これを賠償しなければならない。

(受入拒否及び契約の解除)

第14条 乙は、災害若しくはその他の不可抗力の事由のため又は環境保全上やむを得ない事由のために、産業廃棄物処理処分事業の継続が不能となった場合は、契約を解除することができる。この場合において、甲に生じた損害については、乙は、一切その責を負わない。

- 2 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、産業廃棄物の受け入れを拒否、又はこの契約を解除することができる。
- (1) 第3条第1項又は第11条の規定に違反したとき。
  - (2) 第3条第2項若しくは第3項、第7条、第8条、第10条又は第15条の規定に違反したとき。
  - (3) 第8条第2項第1号の立入検査の結果又は同条同項第3号の抜取検査、展開検査の結果が、搬入要領に定めた受入できる産業廃棄物の受入基準に適合しなかったとき。
  - (4) 処理処分事業の適正、安全かつ円滑な運営に関し、著しく不誠実であるとき。
  - (5) その他、財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
- 3 甲は、乙が前項第1号、第4号又は第5号に該当するときは、この契約を解除することができる。
- 4 乙は、甲が第2項第1号、第2号又は第3号に該当する事由があった場合は、本契約以外の甲乙間の産業廃棄物処理処分に関する委託契約についても、産業廃棄物の受入を拒否し、又はその契約を解除することができる。
- 5 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は密接な関係がある場合は、この契約を解除することができる。
- 6 甲及び乙は、この契約が解除された場合であっても、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理処分を乙が完了していないときは、当該産業廃棄物を甲乙協議し適正に処理処分しなければならない。

(条件変更)

第15条 甲は、契約した産業廃棄物の種類、処理処分量及び第8条第2項第2号の規定により乙に提供した情報を変更しようとするときは、その内容を書面又は乙の指定する方法により乙に通知し、乙の承認を得なければならない。

(機密保持)

第16条 甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を正当な理由なく第三者に洩らしてはならない。

(その他)

第17条 この契約に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

産業廃棄物処理処分に関する委託契約書一別表  
 産業廃棄物の種類、処理処分量、処理処分料金及び処理処分の方法等（第5条関係）

	廃棄物 コード	大分類	処理処分量 (t)	処理処分料金 (円/t)	処理区分
		小分類			
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
特記事項欄	事業場コード (●●●●●)				